

国土利用計画（全国計画）の実施に関する留意事項（案）

国土利用計画（全国計画）の実施に当たっては、特に次の事項に留意すべきである。なお、本審議会としても、計画の推進状況を点検し、必要に応じて提言していくこととする。

1. 本計画で示された「地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理」、「土地本来の災害リスクを踏まえた賢い国土利用・管理」、「健全な生態系の確保によりつながらる国土利用・管理」の3つの基本方針と、それらに共通する「国土利用・管理DX」、「多様な主体の参加と官民連携による国土利用・管理」の2つの基本方針の実現に向けて、政府一体となって具体的な推進方策を通じて計画の強力な推進を図ること。また、その推進に当たっては、モニタリングの的確な実施を始めとして、効率的かつ効果的な進行管理を行うこと。
2. 本計画の推進のため、計画の趣旨及び内容を、国民にわかりやすく周知するとともに、計画内容が、国土利用計画都道府県計画、同市町村計画、土地利用基本計画等に適切に反映され、地域において主体的に取組が進むよう、きめ細やかな対応に努めること。
3. 国土利用計画の実効性を高めるため、関係機関と連携し、低未利用土地等の有効活用や自然資本の保全・拡大など、今日的な課題や政策的な意義を踏まえた国土利用の実態把握に努めるとともに、時代の変化に対応し適宜見直しを行うこと。

以上